

デマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託公募型プロポーザル  
募集要項

志摩市が実施するデマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定に際し、次のとおり参加者を募集する。

令和5年7月3日

志摩市長 橋爪 政吉

1. 業務の概要

(1) 業務名

デマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託

(2) 本業務の目的

本市は、今後の人口減少や少子化・高齢化の進展を見据え、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシー・航路など、既存の公共交通サービスを最大限に活用するとともに、最新のデジタル技術等についても積極的に活用し、各地域の状況に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図る。

市民の移動に係る生活交通の利便性向上に資する、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築することを目的に、デマンド交通の実証運行を実施するにあたり、AI デマンド予約システムの導入を行うものである。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 業務場所

志摩市 地内

(5) 履行期間

契約日～令和6年3月29日（金）まで

2. 提案限度額

8,305千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

#### 4. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 5 年 8 月 1 日現在で志摩市契約規則第 3 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿の「事務事業委託 2503 システム開発・管理」の部門に登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (6) 元請けとして、過去 5 年間に地方公共団体が発注した AI デマンド予約システム導入に関する類似業務を履行した実績があること。

#### 5. 参加表明書の提出

##### (1) 提出書類

- ①参加表明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 1 号
- ②会社概要調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 2 号
- ③会社の概要がわかる資料（企業パンフレット等を 1 種類）
- ④会社概要調書（様式第 2 号）に記載の添付書類
- ⑤履行実績調書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 3 号
- ⑥履行実績調書（様式第 3 号）に記載の添付書類

##### (2) 提出部数

1 部

##### (3) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

##### (4) 受付期間

公告日から令和 5 年 7 月 14 日（金） 午後 5 時必着

持参による場合は、受付期間の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに持参すること。ただし、志摩市の休日を定める条例（平成 16 年志摩市条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。

また、郵送にて提出する場合は、受付期間内に到着したことを電話にて確認すること。

##### (5) 注意事項

- ①提出書類のすべてに応募事業者名を記入すること。
- ②提出書類は、電子データ（PDF）でも提出すること。  
提出方法は電子メールによることとする。ただし、データ容量のサイズにより、電子メールでの提出ができない場合は、提出方法を別に指示する。

## 6. 提案書類の提出

書類審査結果通知書によりヒアリング審査への参加が認められたものは、次の提案書類等を提出する。なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めない。

### (1) 提出書類

①企画提案書（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第8号

②企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式

※A4判用紙両面印刷10枚（20ページ）までとし、ページ番号を記入する。

※縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション（PowerPoint等）、フォントは問わない。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズにすること。

※企画提案書には以下の内容を含めること。

イ) 業務実績及び実施体制に関する評価を行うことのできる情報

業務実績については、過去5年間に取扱った実績状況に加え、本格運行にまで至った事例を、利用実績などのデータも交え、紹介すること。なお、紹介事例は1事例とし、志摩市の概況や公共交通環境との類似点を可能な限り考慮したものを選択すること。

ロ) 大王町及び志摩町においての本格運行を見据えた提案

提案には、本格運行時の収支シミュレーションも含めること。

③実施計画（業務スケジュール）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式

※A4判用紙両面印刷1枚（2ページ）までとし、ページ番号を記入する。

※縦書き又は横書き、作成に使用するアプリケーション（PowerPoint等）、フォントは問わない。ただし、文字サイズは認識に支障が生じないサイズにすること。

④参考見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第9号

※消費税及び地方消費税の額を含まない額を記載する。

※参考見積内訳書（任意様式）を添付する。

### (2) 提出部数

正本（①②③④）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

副本（②③）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部

### (3) 提出方法

郵送（簡易書留）又は持参

### (4) 受付期間

書類審査結果通知日から令和5年8月1日（火） 午後5時必着

持参による場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時までに持参すること。ただし、市の休日を除く。

また、郵送にて提出する場合は、受付期間内に到着したことを電話にて確認すること。

### (5) 注意事項

①専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

②提案内容を評価しやすいように、審査基準等を参考にした企画提案書の作成に努めること。

③正本には、応募事業者名を記入すること。

④副本には、応募事業者名、応募事業者が推定できるような記述、ロゴマーク等は一切記入しないこと。

⑤正本及び副本は、電子データ（PDF）でも提出すること。

提出方法は電子メールによることとする。ただし、データ容量のサイズにより、電子メールでの提出ができない場合は、提出方法を別に指示する

## 7. 審査方法及び審査内容

「デマンド交通実証運行 AI デマンド予約システム導入業務委託公募型プロポーザル審査要項(以下「審査要項」という。)」のとおりとする。

## 8. 質問及び回答

### (1) 提出書類

質問書（様式第4号）

### (2) 提出方法

電子メール又はFAX

受付期間内に受信したことを電話にて確認すること。

### (3) 提出期間

公告日から令和5年7月14日（金） 午後5時必着

### (4) 回答

令和5年7月19日（水）午後5時までに全ての参加表明者に対して電子メールにより回答する。なお、軽微な質問に対しては、この限りではない。

## 9. 契約手続き等

### (1) 受託候補者の決定

審査要項に基づき、受託候補者及び順位を決定する。

### (2) 契約内容

契約内容については、提案された内容等を踏まえ、受託候補者と交渉し決定する。

### (3) 次点者との契約

受託候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。

## 10. 書類提出先及び問合せ先

### (1) 書類提出先

志摩市役所 政策推進部 総合政策課

〒517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-22

Mail : sogoseisaku@city.shima.lg.jp

### (2) 問合せ先

志摩市役所 政策推進部 総合政策課 担当：岩崎

TEL : 0599-44-0205 FAX : 0599-44-5252

## 11. その他

- (1) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別  
提出された書類、審査の過程等は公表しない。
- (2) 提案に係る費用の負担に関する事項  
参加表明、提案書類の作成及び提出、ヒアリング審査への参加等に関する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 言語及び通貨  
手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (4) 提出書類の取扱い  
提出書類は参加者に返還しない。
- (5) 提案内容の実行  
本業務のプロポーザルにおいて提案された内容については、市が実行を確約するものではない。

## 12. 日程

別紙「日程」のとおりとする。

## 日 程

	事項	期日・期間等
1	参加表明書の提出期間	公告日から 令和5年7月14日(金)午後5時まで
2	質問書の提出期間	公告日から 令和5年7月14日(金)午後5時まで
3	書類審査(参加資格審査)の結果通知 ヒアリング審査の案内通知	令和5年7月19日(水)までに通知
4	質問書に対する回答	令和5年7月19日(水)までに回答
5	提案書類等の提出期間	書類審査結果の通知日から 令和5年8月1日(火)午後5時まで
6	ヒアリング審査	令和5年8月8日(火)予定 場所:志摩市役所(予定)
7	選定結果通知	令和5年8月下旬予定
8	契約締結	令和5年8月下旬予定